

塔上郡	三毛里	九三
加里郡	里郡	九三
自也里	里郡	九三
久毛里	里郡	九三
也里郡	里郡	九三

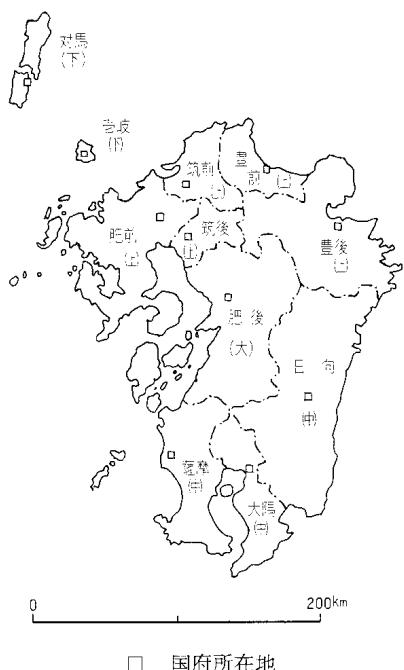
(箭内健次編)「北・九州—繩文より明治維新まで」吉川弘文館
一九六八より

三 豊前国の成立

豊國の名は『日本書紀』などに散見され、次の
ようて登場する。

- ・景行天皇十一年七月から始まる熊襲平定や賊徒征伐に際して、
「天皇、遂に筑紫に幸して、豊前國の長崎縣に到りて行宮を
興して居します。故、其の處を號けて京と曰ふ」
 - ・繼体天皇二十一年（五二七）六月に新羅討伐に際して、筑紫国造磐井が
反逆を企て
 - 「磐井、火、豐、二つの國に掩ひ據りて、使修職らす」
 - ・安閑天皇二年（五三五）五月、九州から関東にかけて屯倉を置いたとき
「…豊國の勝崎屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉…を置く」
 - ・宣化天皇元年（五三六）五月、非常に備えて、穀を那津の口に聚めること
に関して
 - 「…其の筑紫、肥前、豊、三つの國の屯倉、散れて懸隔に在り…」
 - ・また『豊後風土記』には
昔、景行天皇が豊國直らが祖、菟名手に重ねて姓を賜いて治めさせ、そ
の國名も「天の瑞物、地の豊旱」の故に豊國と称えさせた
 - このように『豊後風土記』には豊前国の国名の由来が述べられ、『日
書紀』には豊前国・豊国・豊との地方の呼び名が登場するが、いわ

第9図 西海道国府の分布



四 豊前国府と郷土

国府の設置
大化二年（六四六）、孝徳天皇の改新の詔から始まって國・郡（評）・里という地方行政組織が確立していくな

ゆるこれらは大化の改新の前、國造たちの治めていた国をこのように呼んだものである。そして大化の改新後の大和（やまと）・奈良（なら）・飛鳥（あすか）・忍辱（じゆく）・筑紫（ちくし）・肥前（ひぜん）・肥後（ひご）・筑前（ちくぜん）・筑後（ちくご）・日向（ひむか）・日暮（ひぐれ）・大隅（おおすみ）・薩摩（さつま）などはまとめて筑紫国と呼ばれていた。九州古代の各國々の名が史料に初めて現れるのはまことに薩摩・大隅・筑紫の成立は戸籍（どぜき）を造る年（造籍年）から考へて、持統九年（六九五）と推定されてゐる。もちろん豊前國の成立もその年であり、豊國も筑紫國・肥前國と同じく山河・地形から前・後に分けられて豊前國が誕生したことになる。

そして律令時代の全国の国々は、大国・上国・中国・下国・四等級に分けられたが、豊前國は上国として位置づけられた。（第9図参照）

かで、全国の六六国二島それに国の行政官庁として設置されていったのが国府である（第9図参照）。国府はその府域について方八町、七町、六町、五町、四町など広さについての想定・仮定がなされているが、藤岡謙二郎氏は「今日までのところでは方八町をもつて国府域の最大のものと考えている。一般に大国以外は六町域をとるものが多いと考えられる。一辺が偶数だけでなく奇数もあり、それぞれ地形に応じて規模に多少の変化が存したのではないかと考えられる」と述べている。

国府の府域内にはその北辺または中央部に正殿・左右脇殿・後殿という建物構成からできている国府域（方二町）があり、そのほか倉庫群・官舎・細工所など多くの付随する建物のあったことが、記録や発掘の成果からもわかつている（第10図参照）。

国府の置かれた場所については定形はないとされるが、浅香幸雄氏の研究では、山城國以外の国々では畿内に近くその国内で偏った位置にあるもの四二国（約六四^{せき}）、ほぼその国の中間に位置するもの一九国（約二七^{せき}）、畿内に遠い位置にあるもの六国（約九^く）となつており、大半がその国の中でも比較的畿内に近く偏った場所に位置していることになる。また木下良氏は畿内に近い立地条件以外に、その国の交通の拠点を占める位置、戦略的要地、農業生産の中心地（広範な水田の分布地域）などを挙げている。

近年、全国各地で国府の発掘調査がすすめられ、陸奥・出羽・武藏・下野・近江・和泉・因幡・伯耆・出雲・美作・周防・筑後・肥前などの発掘によつて、その実像が明らかになりつつあるが、ほとんどが八世紀になつて設置されており、律令政治体制の確立する八世紀前半にもつとも整備されたと考えられている。

第2表 国司の定員

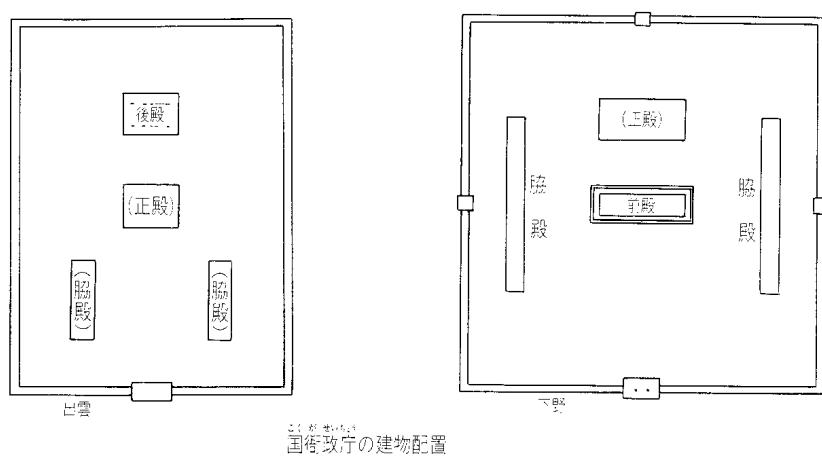
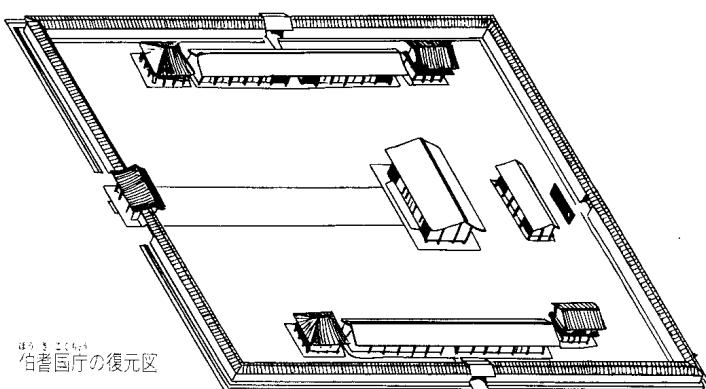
(『宇佐市史』1975より)

国 の 等 級	国 司	守	介	掾		目		史 生	計
				大 掾	少 掾	大 目	少 目		
大 国	国 司	1人	1人	1人	1人	1人	1人	3人	9人
	事 力	8人	7人		5人		4人	2人宛	
	職分田	2町6反	2町2反		1町6反		1町2反	6反	
上 国	国 司	1	1	1		1		3	7
	事 力	7	6	5		4		2宛	
	職分田	2町2反	2町	1町6反		1町2反		6反	
中 国	国 司	1	0	1		1		3	6
	事 力	6		4		3		2宛	
	職分田	2町		1町2反		1町		6反	
下 国	国 司	1	0	0		1		3	5
	事 力	5				3		2宛	
	職分田	1町6反				1町		6反	

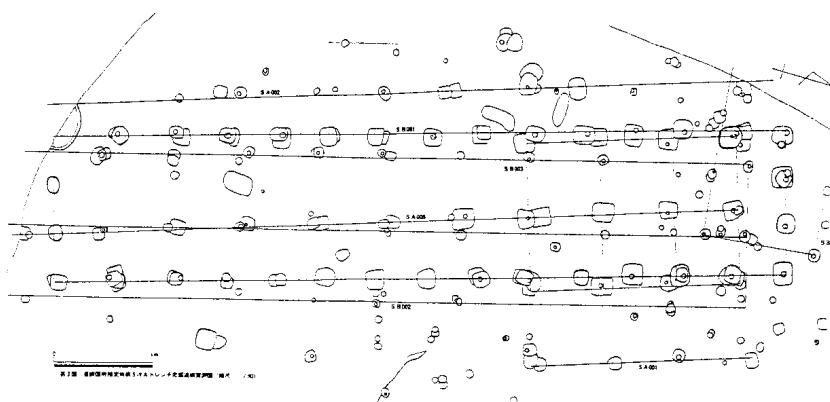
(『令義解』卷1職員令、卷3田令、卷5軍防令)

備考 宝亀6年(775)3月2日、豊前に大少目員を置く(『続日本紀』)。

第10図 各国の国府復元図



第11図 豊前国府東脇殿跡と推定される柱穴群



(豊津町教育委員会 「豊前国府」 豊津町文化財調査報告書第9集 1990より)

国府の官人 国府には中央から国司が派遣されて来て地方行政を司るが、ふつうは長官（守）・次官（介）・判官（掾）・主典（目）の四等官を指している。そのほか史生・博士・医師もいた。国司の定員は大国・上国・中国・下国という国の等級により異なっていた。（第2・3表参照）

第3表 雜任国司の定員

國の等級	國博士	國医師	学生	医生
大	一 人	一 人	五〇人	一〇人
中	一 人	一 人	三〇	八
下			四	六

備考 承和十二年七月二十一日、豊前・豊後・肥前・肥後・筑後等、史生一人を減じ、その代わりに典薬学生及第者をもつて補している（『続日本後紀』）。

『令義解』職員令による。
豊前國府の推定 豊前國府についての記録は乏しく、平安時代中期に編纂された『和名類聚抄』（和名抄）の中にわずかに「豊前國府は京都郡に在り」と出ている程度であるが、その所在地をめぐって文献史学・歴史地理学・考古学など研究者それぞれの立場から次にみるように京都・行橋地方の各地に所在地が推定されてきた。

第4表 豊前國府所在地をめぐる学説

平野 邦雄	行橋市津熊説
戸祭由美夫	〃須磨園説

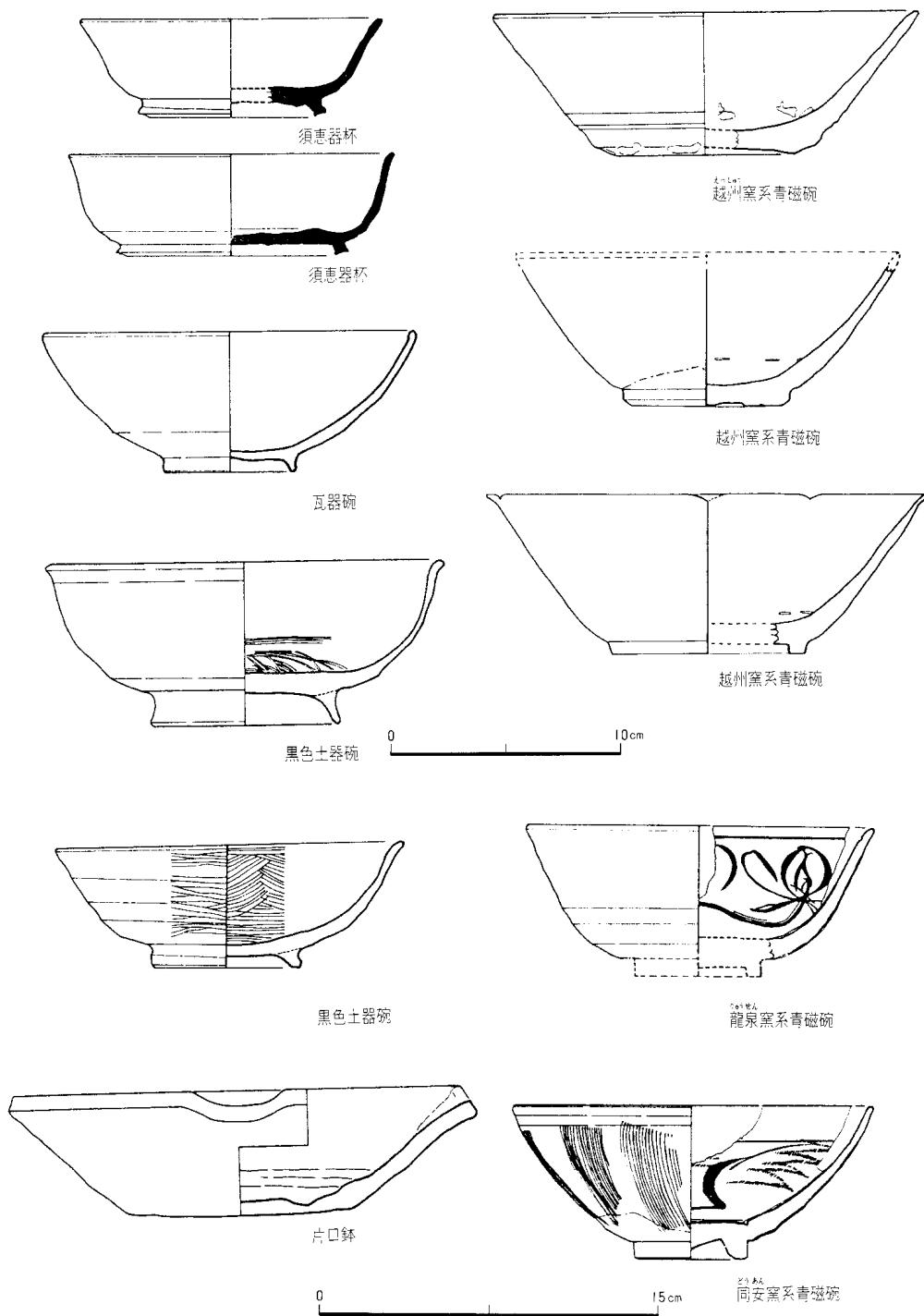
初期京都郡、後期仲津郡
掘調査 発掘調査が始められ、現在まで七次にわたる調査が行われていて、平成元年

第5表 豊前國府所在地をめぐる文献

書名	記	事	所在の郡名
太宰管内志	「豊前國府在京都郡」		
大日本地名辞書	「國府ト國分寺同處ニアル例ナレバ後世ニ郡堺カハリテ今仲津郡ノ内トナレルナラン」		
京都郡誌	「仲津郡草場ニ「在序屋敷」の地名」		
豊前志	「國府ハ初ヨリ仲津郡ニ置カレンモノ……」	仲津郡	仲津郡
	「國作ニ御所ト称スル地アリ。：國司ノ住セシ地ナリトイフ」	仲津郡	仲津郡
		（草場説）	
		（國作説）	

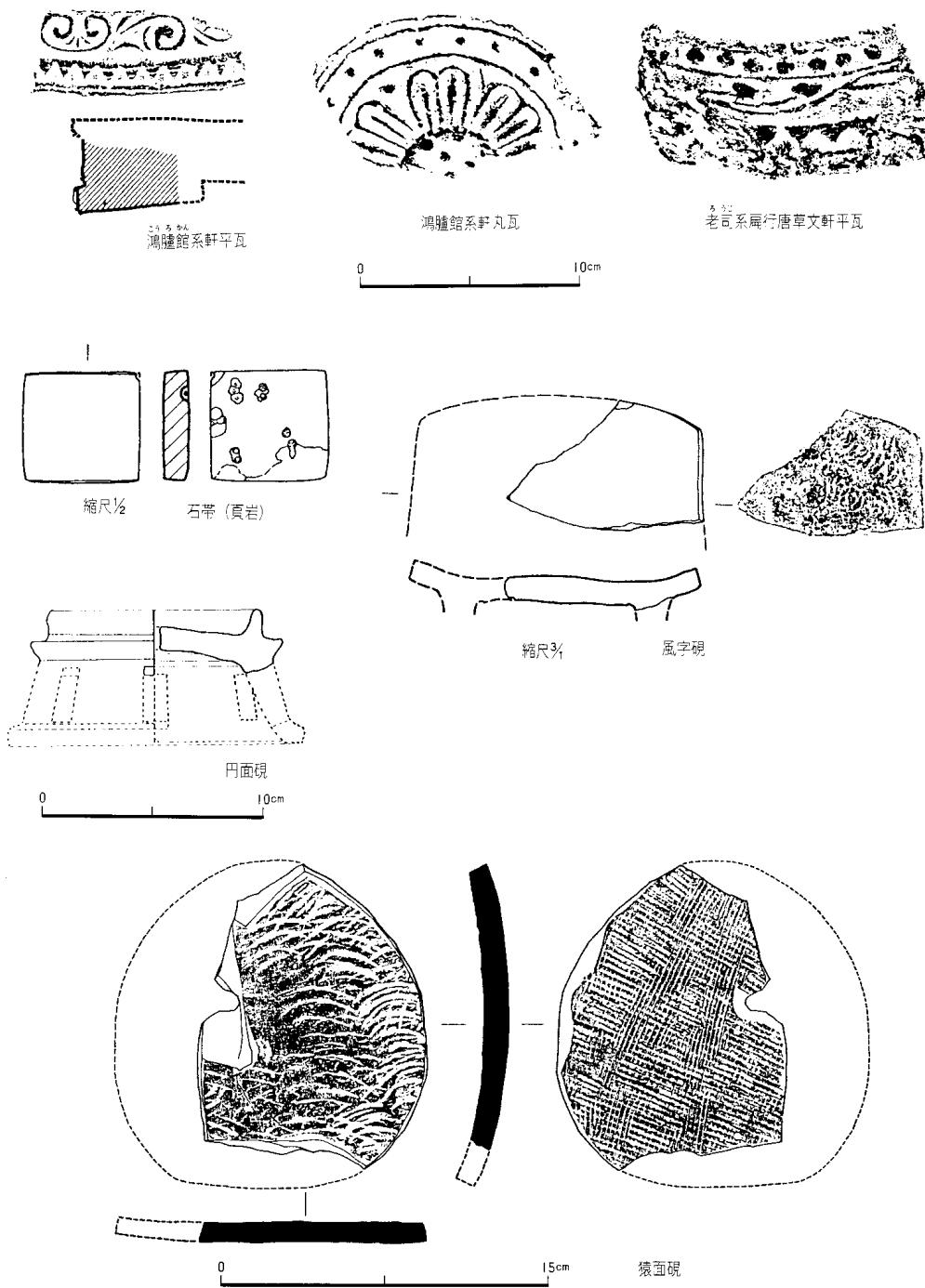
米倉 一郎	豊津町国作説	府域方六町と推定
木下 良	〃	〃方五・六町と推定
藤岡謙一郎	〃	〃方六町と推定
木原 武雄	〃	〃方五・六町と推定
日野 尚志	〃	大宰官道との関係

第12図の1 豊前国府出土品（一部）



第2章 古代

第12図の2 豊前国府出土品（一部）



(豊津町教育委員会 「幸木遺跡」唐・五代陶磁器出土遺跡調査報告書 1976及び
(豊津町教育委員会 「豊前国府」豊津町文化財調査報告書第8集～第12集 1989～93より)

年度（一九八九）の第五次調査では国府の東脇殿の可能性を示す柱穴群が出土するなどこの地が注目を集めてきた。（第11図参照）

五 仲津郡と京都郡

△主な出土遺物△

- ・官衙を推定させるもの 瓦類・青磁・白磁・硯・碁石・石帶・綠釉陶器・褐釉陶器・墨書土器・木筒・銅鏡など
- ・官衙を推定させる建物 （推定）東脇殿柱穴群・築地塙跡・掘立柱倉庫群・掘立柱住居跡（廂）
- ・工房を推定させるもの 鞍羽口
- ・生活用具その他 須恵器・土師器・瓦器・黒色土器・箸・下駄・曲物・石鍋・十錘・鉄斧・呪符など

（第12図の1・2参照）

豊前国府の確定

豊前国府推定地の調査のまとめとして調査者は次のように報告している。

- ① 八世紀を上限として、瓦葺きからなる政庁が建設されていたことが推測される。
- ② 九世紀から十世紀前半の政庁
九世紀後半ごろに行われた大規模な整地作業のあとに建設されている。
- ③ 十一世紀から十二世紀にかけての政庁
推定域内のやや北に移動したと推定される。
- ④ 木簡が出土しているので、この時期まで政庁は続いていた。ただし、
③・④は重なるかもしれない。

（豊津町教育委員会「豊前国府」一九九二より）

豊前八郡

大化の改新後に国・郡・里という地方行政組織がつくりあげられていくなかで、先述のように六九五年には

豊前国が誕生したと考えられている。豊前国内では國の下に八郡（企救・田河・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐）が置かれたが、大宝二年

（七〇二）までは郡は評と呼ばれていた。郡は大化の改新時（正確には評）は大・中・小の三等級に分けられていたが、大宝令の施行時には大・上・中・下・小の五等級になっている。等級の基準は里数の大小によつた。

これによると京都郡は下郡、仲津郡は中郡になる。郡の下は里とし、五〇戸をもつて一里とした。しかし、靈龜元年（七一五）に里を郷とし、その下に二・三の里を置いた。さらに天平十一年（七三九）には里を廢止したために國—郡—郷という仕組みになつたが、『和名抄』に記されている郷名は四〇〇〇に上っている。そのうち豊前八郡内には四三郷名が挙げられ、京都郡は四郷、仲津郡は八郷となつていて。（第6表参照）

京都・仲津の郡衙

豊前国府が豊前国の政治全般を司るとすれば、それぞの郡には郡の行政を行う役所（郡衙）

が置かれた。

郡衙では郡司がそれぞれの郡の行政を執り行つたが、仕事の内容は租・庸・調などの徵税、税の運搬、勧農、検察、郡内の巡行のほか儀礼的な行事の執行、公的な使臣の接待などであった。郡司の任用については大宝令・養老令においても「性識清廉、堪時務者」が条件であった